

林業・木材産業関係団体 御中

日頃より、農林漁業信用基金の林業信用保証につきまして、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

当基金では、林業信用保証業務における保証料率等を変更することとし、添付のとおり令和3年5月11日付けで「林業信用保証業務細則」の一部を改正し、令和3年10月1日より施行することとしましたので、お知らせいたします。

※本件につきまして、電子メール施行となりますので、紙媒体での文書送付はいたしません。ご理解、ご協力の程、よろしく願いいたします。

以上、何卒ご査収の程宜しく願い申し上げます。